

対象文書	項目	番号	寄せられたご意見の概要	ご意見に対する考え方
次世代の電力システム構築へ向けて ～中間整理の概要～ （案）				電力システム改革は、東日本大震災に伴う需給ひっ迫や環境変化等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を大きな目的として、小売の全面自由化、発送電分離等を実施してきたものです。
	総論			今後、ＤＸやＧＸの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう、電力システム改革を次のフェーズに進めてまいります。
		1	電力システム改革から約10年が経過し、様々な課題が山積している （１）2011 年の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故を契機に、旧来の電力システムの抱える限界を克服しようとして始まった電力システム改革であるが、開始から約 10 年経過し、事業者間の競争促進や需要家の選択肢が広がったという声がある一方、電力事業を支える現場は疲弊していることに加え、電力需給逼迫が近年頻発するなど、供給力・価格・電力量を含めた安定供給確保に関しては大きな課題が山積している。 （２）また、旧一般電気事業者内でスムーズに行われていた垂直及び水平連携については、同改革の中で行われた電力自由化及び発送電分離を境に、各事業者において相互の連携が制約された結果、安定供給よりも行為規制を重視するようになり、連携すること自体への意識が年々薄れ、自組織内での最適化を優先する姿勢が露わになってきている。 旧一般電気事業者は以前に比べ存在感は低下し、我が国のエネルギー業界をリードできる事業者も育てていない状況であり、更に事業環境や市場環境については、パッチワークでの改革を進めた結果、複雑化し理解が難しくなっている等、同改革によって、何かが改善し、国民に対して害に利益をもたらしたものが、非常に見えていない状況となっている。	
			本とりまとめ（案）において、かねてより投げかけてきた多くの課題に対し、慎重に議論を重ねてきた政府の真摯な姿勢を受け止めたい。他方で、電力システム改革を 10 年以上推し進めてきたにも拘わらず未だ課題が山積しており、解決どころか諸制度面や各主体の関係性等が複雑化し、同改革自体が失敗していることを政府は一層直視し向き合わねばならない。従前より検討してきた再エネを中心とした電源構成目標や展開している種々の制度設計が、小資源国である我が国の今後数十年にわたる電力供給の基盤を支えるシステムとして本当にふさわしいのか、最新の国際情勢も踏まえ今一度再検討するべきである。そして、安定供給を支える現場で働く者の意見を前広に取り入れた上で、電力の安定供給を損なわないことを大前提に、我が国のエネルギーの将来像を描いて頂きたい。	
		2	電力インフラを支える人材への投資を行うべき （１）本とりまとめ（案）において、安定供給と脱炭素の両立に向けた市場設計や資金調達の枠組みが示されたことを評価する一方で、電力インフラを実際に構築し、維持・運用するのは現場第一線の労働者であることを改めて認識すべきである。 （２）電力システム改革の序盤では、旧一般電気事業者を中心とした電力事業者が価格抑制を至上命題とされたことにより、人と設備への投資は過度に抑制され、多くの優秀人材や熟練技術者が電力業界を去っていった。その後、導入されたレベニューキャップや容量市場などは、労務費上昇のエスカレーションが認められていない致命的な問題があり、未だ電力関連産業の労働条件は他の建設業などと比して優位性はなく、熟練 技術者育成に年月を要する業界の特徴もあいまって、現場第一線においては労働力不足が深刻化している。電力関連産業で働く者は、次世代の電力システム構築どころか、数年後には現状の電力品質、即ち安定供給すら維持できなくなるという強い危機意識を共有している。 （３）こうした現状を踏まえれば、今後の電力システム制度設計（次世代の電力システム構築含め）においては、設備への投資スキーム同等かそれ以上に、電力インフラを支える「人」を維持・確保するための人的投資や、着実な技術継承を行えるよう労働環境整備を制度設計の柱に据えていくことが必要である。なお、いかなる自然災害においても土日祝日・昼夜を問わず現場へ駆けつけ電力の早期復旧へ労を厭わないことなど、国民生活・経済に対する電力労働者の「強い使命感」を堅持する必要があることも申し添える。	ご指摘の電力インフラを支える人材確保については、重要な課題と認識しております。いただいたご指摘も踏まえ、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会中間整理で示しているとおり、海外電力産業や内外他産業の取組も参考としながら、検討を進めてまいります。
		3	分散型の再エネ電源を活用した電力システムへの移行を加速すべき 大規模電源の新設促進や維持は、分散型再エネを中心として活用する電力システムへの移行とは逆行する。大規模電源による「供給力確保」ではなく、変動する再エネを活用し、需要も柔軟に調整する電力システムへの移行を加速すべきである。 ・理由： 「制度設計WGとりまとめ（案）」や「次世代の電力システム構築に向けて～中間整理（案）」では、大規模電源の維持や新設によって「供給力確保」をする方向となっている。 しかしこの方向は、再エネを中心として使うシステムへの移行の方向性とは逆行する。 太陽光や風力など変動性再エネを中心として活用するためには、再エネの出力変動に合わせて他の電源を調整する、余剰分を貯える、また需要を調整することなどが必要である。 こうした方向に合致するのは一定出力運転を前提とする大規模電源ではなく、出力を柔軟に調整できる電源である。 またカーボンニュートラル・脱炭素の観点から化石燃料から再エネへの移行を進める必要もある。 世界の気温上昇を1.5℃までに抑えるために、できる限り早期に大幅に、コストも抑えながら温室効果ガスを削減するという視点を加えるべきである。	今後、ＤＸやＧＸの進展による電力需要の増加などの新たな課題を踏まえ、事業者の創意工夫を最大限に生かしつつ、安定供給、脱炭素化、安定的な価格水準での電気の供給を実現できるよう取り組んでまいります。
		4	脱炭素電源へのシフトに取り組むべき GX・DX 推進が政府の基本政策であることを踏まえ、需要家のニーズが今後高まる可能性が高い脱炭素電源へのシフトを各電力事業者は注力しなければならない。他方、重要な脱炭素電源である原子力発電所の再稼働は、全国的に遅々として進んでおらず、再稼働に至っていない原子力発電所は、各電力事業者の財務的に大きな負担となっている。原子力同様、脱炭素電源として期待されている大型洋上風力についても公募入札第一弾では高コストを理由に大手商社と電力事業者が撤退を決定し、残りの案件についても落札した各社は非常に難しい局面に追い込まれている。しかし、こうした電力インフラ案件においてコストの問題だけに焦点を当て、エネルギー事業者としての社会的責務である「安定供給」を果たさないまま損得のみで事業からの撤退を許すようでは、我が国の国民生活と経済の基盤を支えていくのは難しいだけでなく、エネルギー安全保障や脱炭素電源の確保にも影響を与えかねない。	DXやGXの進展に伴い、電力需要の伸びが予測される中、脱炭素電気に対するニーズが高まっていくことが見込まれ、安定供給を実現するうえで必要となる脱炭素電源を整備していく必要があると考えています。
		5	発電、送配電への投資を進めるため、官民で融資スキームを構築すべき 今後、各電力事業者は老朽化した水力発電所の大規模改修工事や、火力発電所の脱炭素・低炭素化改修工事、これに加え再エネの導入や原子力発電所のリプレース・新增設や、小型モジュール炉や核融合炉といった新技術を開発・投資していく等、多くの事業に取組まなくてはならない。 また、GX・DX 推進のためには電源だけでなく、併せて送配電事業者による系統拡充事業を着実に計画・実施していくとともに、安定供給のための老朽化した送配変電設備の更新工事も確実に行う必要がある。旧一般電気事業者の投資力はかつてより大きく脆弱化しており、予見性を伴わなければ長期的な巨額投資の実行が叶わない以上、机上での議論・検討だけでなく、融資がスムーズに行われるよう政府や金融機関等を含めた官民で調整しながら可及的速やかにスキームを構築・導入しなくてはならない。	官民連携の下で必要な投資が進むよう、速やかに制度設計に取り組んでまいります。
		供給力確保		「容量市場に関する既存契約見直し指針」では、契約上の kW 価値の有無とその対価に対する考え方を事業者間で誠実に協議し整理の上、本指針の基本的な考え方に則り、適切な時期に既存契約の見直し協議が行われることが望ましいとしています。容量市場に関する取引
		6	電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を行うべき	

		【意見内容】 安定的な供給力の確保と費用負担の公平性を両立させる観点から、容量市場の導入に伴う既存の相対契約等の見直し（kW 価値相当分の調整）に関して、現在、国から示されている指針（容量市場に関する既存契約見直し指針）の実効性を抜本的に高めるための具体的な制度的措置を講じられるべきと考えます。 具体的には、容量市場から容量確保契約金を受領している発電事業者に対し、既存契約における kW価値相当分の調整状況や交渉経緯についての定期的な報告を義務付けるとともに、電力・ガス取引監視等委員会等による監査権限の明確化や、不適切な対応（合理的な理由のない調整拒否等）が確認された場合の公表・是正勧告等の措置を検討いただきたく存じます。 【理由】 電力システム改革の進展に伴い、中長期的な供給力を維持・確保するために容量市場が果たす役割は極めて重要で、発電事業者の固定費回収の予見性を高め、将来にわたる安定供給の基盤と位置づけられている制度と承知しています。一方で、容量市場の開始以前に締結された既存の相対契約等においては、契約価格の中に kW 価値（固定費）相当分が含まれているケースが一般的です。制度設計上、発電事業者は容量市場から kW 価値の対価（容量確保契約金額）を得るため、既存契約において二重取りとならないよう、政府からは「容量市場に関する既存契約の見直し指針」が発出されています。しかし、当該指針は当事者間の協議を促すものであり、是正を強制する法的効力を有しておりません。現状、発電コスト情報の非対称性や交渉力の格差等により、発電事業者との協議が整わず、二重負担の状態が解消されていない、あるいは、解消の目途が立っていない事例もあろうかと思われます。小売電気事業者が合理的な理由なく二重負担を強いられ続ける状況は、公正な競争環境を阻害し、小売電気事業者の経営体力を不当に削ぐものであり、ひいては安定供給の担い手としての機能を低下させかねません。 本中間整理（案）で示されているように、今後、小売電気事業者に対する供給力確保義務の強化や、kW 価値も取引対象となり得る中長期取引市場の導入が検討されている中、既存契約における kW 価値の二重取り問題という足元の課題が解決されないまま、新たな義務や市場取引が積み上がっていくこととなると、小売電気事業者にとって二重負担の問題がより深刻化・複雑化する恐れがあります。 このため、次世代の電力システムにおける制度の公平性と透明性を担保し、不当なコスト上昇を抑制するため、指針を単なる努力目標にとどめず、容量確保契約金を受領する事業者に対する定期報告義務や監視・検証メカニズムを導入することで、その実効性を確実に担保するための検討がなされることを要望いたします。	は電力広域的運営推進機関が定めたルールに基づいて行われますが、既存契約は電力の取引に係る契約等に該当するものと整理されることから、当該契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができます。
		7 容量市場の見直しにあたり、現行制度の効果を検証すべき	2021年度メインオークション（2025年度実需給）以降においては、電力広域的運営推進機関にて公表される約定結果公表資料にて、調整機能あり電源の約定容量を公表しておりますのでご参照ください。
		【意見内容】 ・容量市場制度の見直しにあたり、本制度の導入目的「発電事業者の投資回収の予見性を高め、再生可能エネルギーの主力電源化を実現するために必要な調整力の確保や、中長期的な供給力不足に対処する」に対し、現行制度がどの程度効果を発揮しているかについて、十分な検証を行うべきと考えます。 その上で、現状の課題を明確化し、制度改善を進めることが重要であると考えます。 ・また、現行制度において発電事業者が受領している容量確保契約金の使途や、小売電気事業者との相対契約において当該収入が適切に反映されているかについて実態を把握し、制度運用の透明性を高める必要があると考えます。 ・さらに、容量市場と同様に安定的な供給力確保を目的として検討されている供給力(kWh)確保義務や中長期取引市場について、それぞれの役割分担や位置付けを整理し、制度間の整合性が確保されるよう検討を進めていただきたいと考えます。 【理由】 ・容量市場は、4 年先を対象とした単年約定が中心であり、約定価格が乱高下する状況が続いています。この結果、発電事業者は安定的な収益の予見性を確保することが困難となり、設備の維持・新設に向けた投資インセンティブが十分に機能していない可能性があると考えます。また、小売電気事業者に偏った容量抛出金の負担は大きく、競争環境や電力自由化の理念が損なわれるおそれがあります。 ・このような課題が十分に整理・検証されないまま制度見直しが進められた場合、小売電気事業者の負担がさらに増加する一方で、社会全体の便益向上につながらないおそれがあります。そのため、まずは現行制度の効果検証を丁寧に行い、課題を明確化した上で制度設計を進めることが不可欠であると考えます。	電力広域的運営推進機関における「容量市場の在り方等に関する検討会」を主体として、容量市場の2025年度包括的検証を実施しているところ。その中では、事業者から容量市場の将来に向けた気づきやアイデア等を募るCall for Evidence（以下、「CfE」という）について説明し、10月10日から11月10日にかけて実施しました。
			CfEでは、「①制度主旨の再確認」の項目の中で、事業者や関係者の皆様より、多数の回答のご協力をいただいたため、これらを整理し、今後の制度の見直しの参考としている方針です。
			容量市場と中長期取引市場との位置付けの整理（量的な供給力の確保を求める目的等）については、本とりまとめに記載の通りですが、運用に向けた詳細検討については、いただいた点などに留意しつつ、引き続き検討を進めて参ります。
		8 容量市場メインオークションについて、投資予見性を高めていくために、より適正なものとなるよう検討を行うべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。
		【意見内容】 容量市場の約定価格の変動は、小売事業者の経営（抛出金の価格転嫁含む）、ひいては需要家の料金負担に影響を及ぼす。今回議論されている容量市場の見直し等は負担増の方向であり、約定価格が上昇しその変動幅も拡大する可能性がある。抛出金負担の適正化とともに、負担の年度間平準化（約定価格の変動抑制・安定化）のための方策を講じていただきたい。 【理由】 ・容量抛出金は小売事業者のコストの大きな割合を占めている。大幅な約定価格の変動は事業計画の策定を困難にするため。 ・約定価格が年度毎に大幅に変動する市場では、発電事業者にとっても長期的な電源投資の適切なシグナルとして機能しにくいため。	引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
		9 容量市場の見直しにおいて、費用対効果の最大化と円滑な価格転嫁に向けた努力・工夫を行うべき	第110回 制度検討作業部会（2026年1月23日）においては、最新のコスト検証 WG の結果に基づいた Net CONE および上限価格の見直しを検討する際には、約定総額の影響緩和措置が必要である旨を挙げ、検討を開始しました。
		【意見内容】 供給力確保のための容量市場の見直し等においては、小売事業者と需要家への費用負担の増加が生じる。このため、以下のように費用対効果の最大化と円滑な費用転嫁に向けた努力と工夫をお願いしたい。 ①容量市場の指標価格について、シングルプライスでの約定方法の是非や、電源費 用格差（電源種や経年数によるコスト相違）の妥当性等を定量的に検証すること ②上記検証を踏まえ、制度的見直しを含め供給力確保費用の抑制を図ること ③不落札電源維持の費用負担等についても同様に費用抑制を図ること 【理由】 「容量市場の在り方等に関する検討会」におけるNetCONE仮試算にも見られるよう、約定価格の大幅な上昇が費用負担者である小売事業者に懸念されているところ。小売事業者の費用負担適正化、ひいては需要家負担の適正化のため。	引き続き、約定総額、供給力確保、発電事業者に対する電源維持インセンティブ、容量市場の制度趣旨など、総合的に判断し、適切な影響緩和措置の検討を進めて参ります。
		【意見内容】 容量市場（抛出金、契約金）に関する費用の需要家への転嫁円滑化を図るため、以下の措置を講じていただきたい。 ①相対取引価格に含まれる「容量確保契約金」の反映額について実態（各取引への配賦状況、小売事業者への明示状況）の検証。加えて、小売事業者への反映額明示のガイドライン等への規定化。 ②需要家への円滑な転嫁を可能とするため、「料金明細への記載義務化」などの措置の検討・要請。 ③容量抛出金等の費用負担の必要性やその仕組みについて、小売事業者の説明努力のみに委ねるのではなく、政府が前面に立った需要家・国民への理解増進活動実施。 【理由】 ・容量抛出金を負担する小売事業者が、需要家に対して価格改定の根拠を正確かつ透明性をもって説明するためには、発電側からの反映額の明示が不可欠であるため。 ・相対取引において容量確保契約金の反映額が曖昧なままでは、旧一般電気事業者グループ内小売事業者と新電力等の小売事業者との間で不公平なコスト負担が生じる懸念があるため。 ・容量抛出金は最終的に電気料金へ転嫁される性質を持つ。負担プロセスの透明化を徹底しなければ国民の納得感を得られないため。	
		10 供給側の対策について、需給側と一体にした対策を講じるべき	ご意見のとおり、需要家側の省エネルギーやディマンドリスパンスといった取組も重要で

		【意見内容】 「中長期的な需給・系統状況を踏まえた供給力の確保」について、供給側の対策を進めることに賛同する。一方で、供給側の対策が進んだとしても、夏冬の需要が引き続き増えてしまった場合には、追加対策が必要になってしまうため、需要側と一体になった対策が必要となる。 需要側の対策については、省エネ法で「電気需要最適化」の取組が進んでおり、これは再エネに合わせた需給調整と電力のピークカットなども含む概念と理解している。今の状況を踏まえると、東日本大震災後と同様、自家発電の増設への支援等、電力のピークカットを重視した施策を需要側でも積み上げていく必要がある。 【理由】 意見内容に記載のとおり、中長期的な安定供給確保のためには、供給側の対策だけでなく、需要側の対策も一体的に進めていく必要があるため。	あることから、需要家側の取組を促進するための検討を引き続き進めてまいります。
		11 供給力不足の原因分析が不十分 【意見内容】 供給力不足の原因分析が不十分であり、再エネ導入による火力稼働率低下を主因とする整理は適切ではない。市場設計の不備（容量市場の価格シグナルの弱さ、燃料費調整の遅れ）が供給力減少の主要因である点を明確にすべき。 【理由】 火力発電の休廃止は、再エネ導入よりも「市場で収益が確保できない」ことが原因である。容量市場の指標価格が低すぎることで、燃料費高騰時の小売価格転嫁が遅れたことなど、制度側の問題が大きい。原因を誤ると、誤った対策（再エネ抑制・火力維持偏重）につながる。	容量市場の指標価格（Net CONE）について、最新のコスト検証WGの結果を反映した価格に見直す議論を実施しています。指標価格（Net CONE）の見直しに伴い応札可能な上限価格も上方修正されるため、これまで上限価格以上で不落札となっていた電源が、一定程度確保可能になる見込みです。
		また、燃料価格の変動を電気料金に適正に反映するために、経過措置料金においては、燃料費調整制度を導入しております。	
		電力ネットワークの次世代化	
		12 早期連系について、蓄電池・コジェネの併設を特定の条件に加えるべき 【意見内容】 第5回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（2025年10月15日）資料5 p.21 通り、大規模需要について特定の条件下で早期に連系する方策を検討していくこととされている。大規模需要は早期の供給力確保のために蓄電池・コジェネ等を併設することが有効となるため、特定の条件の一つとして蓄電池・コジェネ等の併設を検討いただきたい。 【理由】 大規模需要の条件付き早期連系の検討にあたっては、有効な対応となる蓄電池・コジェネの併設も検討の視野に含めていただきたいと考えるため。	「特定の条件付での早期連系」は、例えば特定時間帯やN-1時の受電制限などの条件を前提として、需要家が早期に連系する仕組みを想定しており、現在、特定条件の詳細な決定方法等について検討を進めております。
		電源・系統への投資に対する公的ファイナンスの整備	
		13 公正な競争環境が構築されるようなファイナンス支援とすべき 【意見内容】 脱炭素電源への投資促進に向けたファイナンス支援について、特定の手法(デット性資金)への支援に偏ることなく、企業が多様な資金調達手法が取れる支援制度とし、脱炭素電源の投資環境について、資金調達力も含めた公正な競争環境が構築される支援とすべきと考えます。 【理由】 大規模な電源投資に係るファイナンスについては、事業者の与信や資金調達の方針(資本政策)等も踏まえて検討されるものです。政府の信用力を活用した融資等のファイナンス円滑化の方策は、主にデット性の資金を対象にしているものと考えられます。政府の信用補完は、企業の借り入れ(コーポレートファイナンス)やノンリコースのプロジェクトファイナンス組成がしやすくなるなどの利点はあるものの、日本大学の安藤委員が指摘しているとおり、資本コストが下がり適切な投資判断が損なわれる懸念や、安易な見積もりによる事業計画の進行を避けるための多面的な企画／検討のインセンティブが重要であると考えます。また、デット性資金への支援は、既存の化石燃料由来の発電所をもつ大規模発電事業者(旧一般電気事業者等)が、自らの与信や資本コストを考慮せず脱炭素電源への投資がしやすくなる観点で、資金調達力を含めた公正な競争が働かなくなる懸念があります。脱炭素電源への投資拡大のための政府支援は重要である点については理解しますが、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むよう、融資等への政府の信用補完以外の方策も広く議論していただくようお願いいたします。	電力分野において、必要な供給力を確保し、電力分野の脱炭素化を実現するためには、短期間に大規模な投資を行っていくことが必要です。そうした中で、今回は、短期間に多くの資金調達が行われることで、これまで以上に資金調達が困難になるおそれが指摘されており、こうした課題に対応するため、融資制度を設けることにしました。他方で、公正な競争環境の構築や適切な事業計画に基づく投資が進むことは重要であると考えており、電力分野における投資資金の円滑な調達に向けた取組を総合的に推進していく観点から、引き続き必要な検討を進めてまいります。
		14 原子力発電への融資制度はやめるべき 【意見内容】 主に原発を意図した大規模電源の新設を支援する新たな融資制度案は導入すべきでない。 【理由】 提案されている融資制度は、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が、大規模脱炭素電源を建設しようとする事業者に対して財政融資を行うというものである。また、万一の場合に備え一般送配電事業者から拠出金等を回収するしくみも同時につくることとなっている。対象となるのは、「50万kW以上」かつ「建設期間が10年以上」（案）の電源であり、これにあてはまるのは原発である。原発のコストは近年上昇し続け、欧米で最近建設されているものはいずれも数兆円となっており、日本においても今後物価高騰や円安によりさらに上昇する可能性がある。 https://foejapan.org/issue/staffblog/2024/10/10/staffblog-20704/ さらに、「万一の場合に備え」として一般送配電事業者からの拠出金回収の枠組を設けるとしている。建設コストが大幅に上昇した場合、事業者からの返済の不足分に充てられる可能性がある。これは、本来事業者が負うべきリスクを、一般送配電事業者経由で消費者が負担することになる。 ここ数年の議論で、原発建設は事業期間の長さや巨額のコスト、さらにコスト上振れ等リスクの大きさから、民間銀行の融資のみでは不十分であり、投資予見性が低いことが示されてきた。また、原発に関しては、事故のリスクや核のごみの処分など大きな問題がある上、すでに研究開発や立地地域への交付金等、莫大な国費がつぎ込まれている。そのような事業に、国が融資してリスクを肩代わりし、さらに「一般送配電事業者からの拠出金」というかたちで消費者負担のしくみをつくることには正当性がない。	今般検討している電力広域機関による貸付制度は、民間金融を補完し、資金調達が難しい長期かつ大規模な電源・送電線への整備を促進し、電気の安定供給に必要な供給力を確保するためのものです。
			特定の電源種のみを対象とするものではなく、安定供給と脱炭素化の両立に資する電源を対象とすることを想定しており、こうした観点から、具体的な支援対象は今後詳細を検討していきます。
			なお、今回の貸付制度は、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるものです。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備え、一般送配電事業者からの拠出金等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金が上がる性質のものとは考えておりません。なお、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうした需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に裨益するものと考えております。
		15 電力広域的運営推進機関による財政融資については透明性を確保すべき 【意見内容】 電力広域的運営推進機関による財政融資の導入は、実質的に国民負担を増やす制度であるにもかかわらず、負担の帰着や透明性に関する説明が不足している。制度導入前に、国民負担の試算と情報公開の仕組みを明確にすべき。 【理由】 返済原資は託送料金であり、最終的には需要家が負担する。巨額の電源・系統投資を公的融資で支える場合、費用対効果や事業者のリスク負担のあり方を明確にしなければ、電力会社の救済と受け取られかねない。	今回の貸付制度では、一定以上の投資の回収確実性がある案件に限り民間金融機関と協調して貸付けを行うものであり、貸付先の電気事業者に対し、適切な期間での返済を求めるため、国民に広くご負担いただくようなものではありません。また、基本的には、貸付けに当たっては、電気事業者から民間金融機関と同等の水準の金利を徴収し、それを電力広域的運営推進機関において積立てることにより、財政融資資金を国に確実に返済させることを担保する仕組みを検討しています。加えて、万が一の場合に備え、一般送配電事業者からの拠出金等によって貸付け原資を回収することも検討していますが、これは上述の対応を行ってなお貸し倒れが発生する限定的な場合に備えた仕組みであり、今回の融資制度の導入によって直ちに電気料金が上がる性質のものとは考えておりません。なお、今後の電力需要増加に見合った脱炭素電源を十分確保できるかは我が国の経済成長や産業競争力を左右するものであり、今般の貸付制度による電源・送電線の投資の迅速化は、そうした需要家ニーズに迅速に対応するものであり、その効果は需要家全体に裨益するものと考えております。
		事業者の創意工夫と規律を両立する電力取引環境の整備	
		16 小売電気事業者への量的な供給力（kWh）の確保義務は、事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があるため慎重に検討すべき	小売電気事業者に対する量的供給力の確保については、2022年に発生したロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機では、スポット市場価格の高騰に伴い、小売電気事業者の退出等が相次ぎ、需要家に、意図しない契約解除や最終保障供給への移行（特別高圧・高圧分

		【意見内容】 小売電気事業者に対する「量的（kWh）な供給能力の確保」義務化の検討に関しては、提示された「中間整理」において「継続検討」とされている現状を支持します。しかし、今後の議論においては、本施策の目的と手段の整合性を改めて整理するとともに、義務量算定の実務的な困難さや、それを根拠としたエンフォースメントの妥当性について、より慎重な評価がなされるべきと考えます。 固定的な予測や過去実績に基づく義務量の算定は、需要変動がある自由化市場の実態と乖離する可能性があり、これを根拠に行政命令や登録取消といった重い処分を行う制度設計には課題があります。また、多くの小売電気事業者は、近年の市場価格高騰の経験を経て、既に自主的なリスクヘッジや調達ポートフォリオの改善を進めています。こうした事業者の自律的な対応が進む中で、一律かつ硬直的な義務を課すことの是非については、改めて慎重な検討を求めます。 【理由】 1．施策の目的と手段の関係性 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識があったことは承知しております。昨年3月の検証報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、小売電気事業者の協力（長期的な視点での卸契約の締結等）が必要である旨が指摘されています。 一方で、今般の「とりまとめ」や「中間整理」の案においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども含まれています。目的がこのように多義的に広がる中で、今般のとりまとめ（案）には記載が消えているものの、議論の過程において「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が政府より提示され続けました。しかし、これら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについては、検証が必要です。この点については、小委、WGの委員からも声が上がっていたものと承知しています。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 2．義務量算定の困難性とエンフォースメントの課題 本制度案の検討にあたっては、その目的と手段の関係性を慎重に整理する必要があります。 議論の出発点の一つとして、世界的な脱炭素化の潮流や電力自由化の進展により、発電事業者がLNG等の燃料を長期契約で調達することが困難になっているという課題認識がございました。昨年3月の電力システム改革の検証に関して電力・ガス基本政策小委員会でまとめられた報告書においても、発電事業者の燃料調達を促進するためには、長期的な視点での卸契約の締結等関係事業者の協力が必要とされていると承知しています。一方で、今回公表された「中間整理」や「とりまとめ（案）」においては、施策の目的が「需要家に対する安定・継続した電力（kWh）の供給ができる事業環境の実現」とされ、発電事業者にとっての予見性向上に加え、「市場価格の高騰時における小売電気事業者の経営の不安定化の回避」や「電気料金の急激な変動の抑制」なども含まれています。目的がこのように多義的に広がる中で、小委及びWGでの審議過程において政府より提示され続けてきた「N-3年度（3年前）における量的確保の義務化」という特定の手段が、それら全ての目的に対して真に有効かつ妥当な解決策であるかについて検証が必要です。 例えば、「小売事業者の経営安定化」や「価格変動リスクの低減」を目的とするならば、その手段は物理的な供給力確保に限られるものではなく、金融的なヘッジ手段（先物取引等）や分散型リソースの活用など、多様なアプローチが存在します。特定の時点における物理的な契約量のみを規制の対象とすることは、事業者の経営判断の裁量を狭め、最適なポートフォリオ管理を阻害する可能性があります。目的と手段の整合性を再確認し、過度な規制とならないよう配慮が必要です。 3．事業者の自律的な適応の進展 今回の中間整理では、規制強化の必要性として、市場価格高騰時の小売電気事業者の経営不安定化が挙げられていますが、多くの小売電気事業者は、2020年度及び2022年度の市場価格高騰や需給逼迫の経験を経て、既に自律的な行動変容を遂げています。 具体的には、スポット市場への依存度を見直し、発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きや、市場連動型プランの導入によるリスク分担、先物市場の活用などが進んでいます。このように、市場メカニズムを通じた学習により、事業者のリスク管理体制が強化されつつある中で、一律の義務を課すことは、効率的な市場形成を歪め、かえってコスト高を招く恐れがあります。まずは事業者の自主的な取組み状況を評価し、規制は必要最小限にとどめるべきです。 4．燃料調達リードタイムとの不整合 審議過程においても、「燃料の長期安定調達」という当初の目的に照らし、「N-3年度（3年前）」という期間設定は実効性に課題が残る旨のご発言もあったかと認識しています。一般的に、LNGの長期契約交渉や新規ガス田の開発投資決定は、実需給の5年から10年前という長期スパンで行われます。N-3年度の段階で小売電気事業者の契約を義務付けたとしても、発電事業者の燃料調達や投資判断のタイミングとしては遅く、新規の燃料調達・電源開発を誘発する効果は限定的であると考えられます。 サプライチェーン全体の実務的なタイムラインと整合しない規制は、意図した効果を生まないばかりか、小売電気事業者に在庫リスクを一方的に負わせる結果となりかねません。政府サイドからは、審議会の場合、或いは、これに限らず政府の見解が説明される場においても、これで十分であると認識しているとの説明もなされたものと承知しています。	野）を強いるなど、負担や混乱が生じたこと、小売電気事業者の退出に伴う託送料金等の不払いも発生したこと、また、国際燃料価格の急騰等に伴う電気料金の急激な変動は国民経済に影響を与え、社会的に許容し難いことが明らかになったことなどを踏まえて、検討を行っているものです。検討にあたっては、小売電気事業者が料金水準や料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することが出来る環境を維持することや、小売電気事業者に過大な負担が生じることを回避することを考慮した制度設計とすることが必要です。 また、旧一般電気事業者系の発電事業者は内外無差別卸のルールの下、供給力の平等な提供をすることとされています。小売電気事業者に対する量的供給力の確保にあたっては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて、3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があることから、制度の開始時点までの間に、小売事業者における発電事業者との相対契約比率を引き上げる動きなどの自主的な取組み状況を含め、継続的に取引状況などを検証しつつ、必要があれば発電事業者の対応も含めて、追加的な対応を検討してまいります。 こうした検証等を行う中で、小売電気事業者の自立的な適応の進展の確認を行い、実需給の3年度前や1年度前のkWh確保が難しい場合には、その要因を分析した上で、確保を求めるkWh量の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行い、過度な規制とならないよう配慮をする必要があると認識しています。また、義務の履行手段として金融的なヘッジ手段である電力先物をどのように活用しうるのか、実務的な執行可能性などの論点や電力先物の実態を整理した上で、継続して検討を行います。 本施策による燃料調達や電源投資に関する発電事業者の予見性確保については、副次的な効果を及ぼすことはあると考えるものの、一義的な目的ではないことを踏まえ、実需給からの期間を空けるほど確保すべき供給力の見積もりが難しくなるといった小売電気事業者の負担を考慮した上で、3年度前のkWh確保を提案しているところです。
	17	【意見内容】 ・義務化の導入には慎重であるべきだが、導入する場合は、まず中長期取引市場を先行して整備し、効率的な義務履行手段の蓋然性を高めた上で義務化を開始していただきたい。 ・小売事業者は既に容量市場を通じて供給力（kW価値及び一部のkWh価値）の確保費用を負担している。量的（kWh）確保義務の施行にあたっては、義務履行時の容量市場との二重負担（義務の二重履行、相対取引による義務履行時を想定）を構造的に防ぐ仕組みを講じていただきたい。 ・施策目的に照らし、量的な供給力確保義務を求める時期を1年前とされたい。なお、3年前の根拠となっている発電事業者の予見性確保のためには、中長期取引市場の魅力を向上させ供給力確保義務に関わらず取引が活性化されることが肝要であると申し添える。 ・3年前義務化を導入する場合には、悪質な場合を除きペナルティー無しとされたい。 ・「（現物と組み合わせた）電力先物」について、政策目的に照らして適切な取引種類であれば、義務履行の手段として認めていただきたい。 ・「市場連動メニュー」をはじめとする、需要家がリスクを理解した上で選択しているメニューについては、義務対象設定の考えにおいて配慮いただきたい。 ・「変動性再エネ」電源の供給力算定の考え方について、事業者との丁寧な対話を経て策定いただきたい。 ・P66「仏国における検討状況」の記載は誤情報の懸念が強いため、根拠として引用する際はあらためて精査すべき。 【理由】 ・小売事業者は既に容量市場（kW）でコストを負担しており、さらなるkWh義務化は新電力の創意工夫（柔軟な調達）を阻害しかねない。また、3年前の需要予測は不確実性が高く、義務化が先行すれば「売り手市場」を招き、国民負担が増大するおそれがある。導入するのであれば、義務達成のための調達環境を予め整えるべきであるため。 ・固定費を含んだ価格でのkWh調達を強いることは、形を変えた国民（需要家）への二重負担に直結するため。 ・現物取引と組み合わせがされているなど、政策目的に合致する種類の先物取引については、義務達成の調達手段の	小売電気事業者に対する量的な供給力確保義務は、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があると整理されており、引き続きパッケージとして中長期市場と両輪で検討を進めてまいります。 本施策の導入に際しては、中長期市場等の供給力確保手段の検討と併せて、量的な供給力を適切に確保した小売電気事業者の容量抛出金の扱いを含め、制度間の合成の誤謬が生じるもののないような調整を検討することとしています。 本施策の導入に際しては、小売電気事業者が内外無差別卸を含めた相対卸や中長期取引市場を通じて3年度前や1年度前に安定的にkWhを調達できる環境を整える必要があるとしており、取引状況や追加的な対応を踏まえてもなお、求める時点でのkWh確保が難しい場合には、要因を分析した上で、確保を求めるkWh量や時点の検証、経過措置や激変緩和措置の要否の検討を行うこととしています。 また、実効性確保のための履行を促す措置の在り方については制度目的の達成や小売電気事業者間の公平性や予見性の確保などを踏まえ、引き続き検討してまいります。 電力先物については、現物の調達を伴わない金融商品であり、それ自体を供給力として評価することは難しい一方で、現物取引と組み合わせることで、価格を安定させた上での電力供給が可能になるという面もあります。量的確保における調達手法は、現物での確保を原則としつつ、電力先物をどのように取り扱うかについては、中長期の取引状況及び電力先物の取引状況などを確認した上で、引き続き検討してまいります。 事業者や需要家の判断等により、事業者の義務の範囲が変わりうる制度は恣意性が高く、また、その行政で真正性を確認することは困難であることから、個別料金メニューの配慮について、制度設計に取り込むことは難しいと考えられます。小売電気事業者の実態も踏まえ、その多様なビジネスモデルを阻害しない工夫をどのように講じるか、ビジネスの実態に即した検討を進めてまいります。 小売電気事業者の供給力の調達手段やポートフォリオの自由度を確保するため、確保する

		多様化を図る意味でも、認められるべきものとするため。 ・市場連動メニューなど、小売事業者の創意工夫から生まれた多様な料金メニューは尊重されるべき。市場連動メニューへの配慮がなされない場合は、小売事業者への過大な負担になるとともに、需要家の選択肢を狭めることとなり、システム改革の本旨から外れるものと考えられるため。 ・変動性再エネの出力特性を踏まえた制度設計となるよう配慮いただきたいため。 ・当該引用について、下記箇所など、仏国の引用の誤りが見受けられたため。 (以下は当社による和訳（A I による機械翻訳）、抜粋及び注釈) ----- フランス共和国 エネルギー規制委員会（CRE）公開協議 第2024-08号 3. 供給事業者のヘッジ義務の定義 3.1. ヘッジ義務の範囲 3.1.1. 対象となる消費者 3.1.2. 対象となるオファー ヘッジ管理は、一方では固定価格または調達スキームにおける供給事業者の契約上のコミットメントに関わる量と、他方ではこれらのコミットメントを尊重するための供給事業者の実際のヘッジ慣行との間の適合性の評価によって定義されます。CREが想定する慎重な枠組みは、固定価格のオファーの管理に限定されるものではありません。なぜなら、フランス市場には、ヘッジ不足の場合に供給事業者を同様にリスクにさらす、さまざまなオファー（クリック価格、平滑化された参照にインデックス化されたものなど）があるからです。したがって、契約上のコミットメントの評価を契約上のコミットメントに限定して、契約上のコミットメントの対象となるオファーの種類を特定することが適切です。 慎重な管理の枠組み内で、CREは、価格または調達スキームに関する契約上のコミットメントの対象となるオファーにのみ、最低ヘッジレベルを適用することが必要であると考えています。 ● 例1：固定価格のオファーは、消費者に販売価格を約束した供給事業者に、消費予測全体を上流で可能な限りヘッジすることを義務付けます。 ● 例2：スポット市場にインデックス化されたオファーは、供給事業者が消費日の前日までオープンポジションを維持することを可能にします。 【当社注：スポット市場について、実需給前日までに確保すればよいとされています】 3.2.3. 目標となる最低ヘッジレベル 最低目標ヘッジレベルの規模設定は、メカニズムの有効性を確保するために中心的です。現時点では、CREは、この最低レベルが、3.1.2で対象となるポートフォリオのオファーの予測消費量の100%に設定されることが適切であると考えています。発生する可能性のある一時的なずれをカバーするために、規範的な許容範囲を考慮に入れることができます。このため、CREは、最低ヘッジ率を97%に下げ、3%の許容範囲を提案します 考慮される予測消費量について： ● 実際の消費量と予測消費量の間のずれは、契約のマークアップによってカバーされるとCREは推定しているため、実際にポートフォリオにある顧客の通常温度での消費量となります。 ● 中口および大口のポートフォリオでは、価格コミットメント（固定価格またはクリック価格）を持つオファーを提供する供給事業者は、早期解約補償（IRA）を導入することができます。したがって、CREは、考慮される予測消費量が、コミットされた量に対応する必要があると考えています。 ● 大衆市場（個人向け）では、卸売価格が下落した場合に、供給事業者のポートフォリオに減少リスクをもたらす、解約手数料の有無を考慮に入れる必要があるとCREは推定しています。したがって、CREは、解約手数料を含まない	供給力の負荷の形式（ベース・ミドル・ピークなど）は問わないことを基本としており、再エネ電源を含め、確保を求める電源の種別は問わないと整理しているため、再エネ電源からの調達を制限するものではありません。 仏国も含めた他国における検討状況については、今後の進捗も含め、その内容の精査を進めてまいります。
		18 容量市場との関係整理を具体化すべき 【意見】 中長期取引市場の創設に向けた議論が進展していますが、制度の具体的設計にあたっては、容量市場との役割分担およびコスト構造の関係性を明確にし、小売電気事業者（ひいては需要家）による「二重負担」の発生を確実に回避できる仕組みの実装を求めます。 中長期取引市場で取引される電力価格には、発電事業者の固定費が含まれることが想定されますが、kW 価値（固定費の一部）は既に容量市場において取引・回収される仕組みが存在します。小売電気事業者が容量拠出金を負担しつつ、さらに中長期市場においても重複して固定費相当分を支払うことになれば、不当な二重負担となり、電気料金の上昇を招くことになります。この点に関する調整メカニズムの具体化が、市場創設の前提条件となるべきと考えます。 また、中長期市場により形成される価格が、指標化し、相対取引も含めた電力市場に影響を及ぼすこととなりますが、国際的に未確立・未成熟な現物型の市場をこのタイミングで導入することの適切性について、十分なアセスがなされていないことを危惧しています。 【理由】 1. 容量市場との役割重複とコスト構造の課題 現行制度下においては、将来の供給力（kW 価値）を確保するためのメカニズムとして、既に容量市場が導入され、運用されています。容量市場の主たる目的は、発電事業者の固定費の回収を支援し、将来にわたって必要な供給力を維持・確保することであり、このコストは小売電気事業者が支払う容量拠出金によって賄われています。 一方で、今回新たに検討が進められている中長期取引市場は、主に小売電気事業者が将来の電力量（kWh）を安定的な価格で調達することを目的としています。しかし、発電事業者がこの市場で電力を販売する場合、その入札価格には、燃料費などの可変費だけでなく、固定費を上乗せして設定することが想定され、「とりまとめ（案）」P91 においても、「電源の固定費と可変費を含む形で設定することが基本」と明記されています。ここに、制度設計上の課題、すなわち発電事業者による二重取り、と小売電気事業者による二重払いのリスクが生じます。もし、容量市場で固定費の一部を回収している電源が、中長期取引市場においても固定費をフルに転嫁した価格で電力を販売すれば、同一の固定費に対して二重に収益を得ることになり、逆に小売電気事業者は二重に支払いを	ご指摘いただいた容量市場との関係整理については、発電事業者による固定費の二重取り（小売事業者による固定費の二重払い）を回避するための調整を行うことを第一に、今後詳細を検討してまいります。

		強いられることになります。これは経済的に不合理であり、そのコストは最終的に電気料金の上昇につながります。 2. 具体的な調整メカニズムの必要性 「とりまとめ（案）」P.102において、「容量市場との関係においては、発電事業者による固定費の二重取りが生じるおそれがあることから、これを回避するための調整が必要である」との認識が示されたことは、問題の所在が共有されている点において重要です。 しかし、現時点では「調整が必要」という認識にとどまっており、具体的な解決策は示されていません。例えば、以下のような措置が不可欠であると考えられます。 ❶容量収入の控除（還付）：発電事業者が中長期市場で電力を販売した場合、その販売量に応じた容量市場からの収入を調整する、あるいは中長期市場の決済価格から容量収入相当分を控除する仕組み。 ❷入札価格への反映: 容量市場で落札している電源については、中長期市場への入札価格において固定費の重複転嫁を制限するルール。 これらの調整措置が不十分なまま市場が開設されれば、小売電気事業者はコスト高を懸念して中長期市場の利用を敬遠することになりかねません。市場の流動性を確保し、制度を機能させるためにも、二重払いを回避するメカニズムの実装が求められます。ガイドライン等での緩い指針・考え方の提示ではなく、仕組みとして排除されるような市場制度設計が必要と考えます。 3. 規制遵守のための市場形成への懸念 さらに、中長期取引市場が、「量的な供給力確保義務」を履行させるための受け皿として設計されている側面があることにも留意が必要と考えています。 規制遵守のために市場を創設するアプローチは、足下を見る市場参加者により市場の健全な発展を阻害するリスクがあります。政府案では、「一定規模以上の発電事業者に対する供出の求め（義務化）」などが検討されていると承知していますが、供給サイドを人為的に作り出す措置は、価格形成を歪める可能性があります。規制によって作られた市場価格が実勢を反映しないものとなれば、公正な価格指標としての機能を果たさない懸念があります。また、この中長期取引市場は、与信等の問題から長期の相対契約が難しい事業者が中長期の供給力を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たしていくことが想定されていると認識しています。このため、こうした事業者が買い側として市場参加することが見込まれますが、こうした事業者は小ロットの取引になることが想定されます。開設当初から流動性の高い市場となることは難しい中で、小ロット・低流動性の取引により形成された価格が、相対契約まで含めた価格指標として妥当性あるものとなるのかについて疑問があります。さらに、売り側が市場の実態を反映しないリスクプレミアムが乗せて札を入れ、リスクプレミアムが乗った価格が価格指標化することになれば、この市場のみならず、相対取引も含めて供給力調達コストが上がることにつながりかねず、この観点での事業者の入札行動に対するルールや監視が不可欠と考えます。 国際的にも、現物の受け渡しを伴う長期電力市場の運営は流動性の確保が難しく、金融決済を中心とする先物市場がリスクヘッジの主流となっているのは周知の事実かと認識しています。政府は、物理的な受渡しを伴う中長期市場の制度設計に固執するのではなく、金融先物市場の活性化支援など、より柔軟でグローバルスタンダードに即したアプローチも併せて検討することが望まれます。	
	19	議論の全体像との整合、分散型エネルギーリソース・アグリゲーターの明確な位置づけ、インバランス責任の整理、インバランス料金設計等について検討すべき ❶議論の全体像と整合性の再確認: この制度検討は、現在の卸電力市場や需給調整市場などの電力市場の枠組みを抜本的に変更するものです。しかし、これまでなされてきている議論は、技術的詳細に偏重しており、視野を広げ、送電系統・配電系統の区別なく、全てのリソースを最適活用するという大局的なビジョンを再確認することが不可欠と考えます。 その上で、仮にローカル系統に特化した議論を別途行う場合でも、基幹系統メインの議論とそれ以下の配電系統も含んだローカル系統の議論を整合的に進められるべき考えます。 ❷分散型エネルギーリソースとアグリゲーターの明確な位置づけ: ローカル系統に接続する分散型エネルギーリソース（DER）と、それを束ねるアグリゲーターが市場に参加できる道筋を、制度設計の初期段階から明確に組み込むことが必要です。これらを後付けのオプションとするのではなく、市場の基本構造に織り込むべきです。 ❸検討体制の透明性向上: 多様なステークホルダーが参画できる透明性の高い検討プロセスを確保することが必要です。 【理由】 1. 国家エネルギー戦略との整合性とイノベーションの確保 同時市場の導入は、kWh（電力量）と ΔkWh（調整力）を同時に約定させ、社会全体の余剰を最大化する重要な改革です。しかし、現在の検討状況を見ると、その設計思想が「大規模電源や基幹系統（上位系統）の運用最適化」に集中しており、下位系統（ローカル送電系統、配電系統）やこれら系統に接続する供給リソースの視点が十分でない懸念があります。 政府が掲げるエネルギー基本計画、2050年カーボンニュートラルやグリーン成長戦略においては、再生可能エネルギーの主力電源化と並んで、分散型エネルギーリソース（DER）の活用が不可欠な要素として位置づけられています。太陽光発電、蓄電池、電気自動車、さらには、需要家の行動変容を促すDRなど、配電系統側に存在するリソースは今後増加することが見込まれます。電力取引の基盤となる同時市場の設計において、これらのDERの統合が十分に考慮されていないならば、将来のエネルギーシステムの姿と整合しません。上位系統の最適化だけを追求することは、長期的には国全体のエネルギー効率を損なう可能性があります。 2. アグリゲーターの参入障壁と将来の手戻り回避 アグリゲーターは、小規模なDERを束ねて電力システムに柔軟性を提供する重要なプレイヤーです。しかし、同時市場が既存の大規模電源を前提としたルールで設計されれば、アグリゲーターの参入は困難になります。例えば、最低入札単位の大きさや、通信・制御要件が大規模プラント並みに設定されれば、事実上の参入障壁となります。これは新たなビジネスモデルやイノベーションを阻害することにつながりかねません。 欧米の先進市場では、アグリゲーターが市場の重要なプレイヤーとして位置づけられ、DERの価値を引き出すためのルール整備が進んでいます。日本においても、同時市場という新たなインフラを構築する今こそ、将来のDER大量導入を見据えた設計を行うべきです。システム開発やルール策定が進んでからDER対応を追加しようとすれば、手戻りコストや制度修正が必要となります。「形」先行で制度設計を進めるのではなく、アグリゲーターを介した柔軟な入札メカニズムなどを初期設計の段階から制度の基本的要件として含めていくことが、長期的には最も効率的なアプローチであると考えます。	ローカル系統で混雑が生じた場合、同時市場における基幹系統混雑管理と、ローカル系統混雑管理をどのように両立させていくかが課題となると認識しており、他の審議会等における検討や取り組みも踏まえながら、引き続き検討を進めてまいります。 DER（Distributed Energy Resources：分散型エネルギー源）については、将来の電力市場においてはDERの増加が想定されることから、入札やアグリゲーションの方法・規律等、DERの各種規律等の議論を行っていくことが重要と認識しており、引き続き、アグリゲーターの在り方等を踏まえつつ、各リソースの特性に応じた入札・価格算定方法等の検討を進めてまいります。 その他、ご意見を踏まえ、同時市場導入後の計画値同時同量制度の下の計画運用やインバランス料金のあり方等についても、詳細検討を進めてまいります。
	20	同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示すべき	今後の検討については、2025年10月15日に公表いたしました第二次中間取りまとめに記

		【意見内容】 ・同時市場開設に向けたスケジュールイメージについて、システム改修・構築を含め早期に提示いただきたい。 ・発電、小売、送配電と並び、重要なプレーヤーである需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）について役割定義を検討のうえ、提示いただきたい。また、需要側リソースの特性（火力とは異なる費用構造等）を踏まえた制度設計をお願いしたい。 ・現在市場内外で行われている調整力調達について、原則としてすべて同時市場内に取り込むよう制度設計いただきたい。 【理由】 ・同時市場は現行のスポット市場等を代替する大規模な制度変更であり、各事業者の既存の関連システムの改修や新たなシステム構築など、業務見直しに多大な時間を要するため。 ・需要側リソース（蓄電池、DR、アグリゲーター）の活躍が期待されるものの、発電、小売、送配電と同様の役割定義及び特性を踏まえた制度設計の明示が「第二次中間取りまとめ」でなされていないため。 ・新しく市場参入するリソース、余力活用といった市場外調達など、すべて同時市場内に取り込むことが調整力の調達上合理的であり、参入事業者の予見性を高めることにつながるため。	載のとおり進めていくことを予定しております。なお、同時市場導入に際して各事業者に対応が発生することも念頭において、スケジュールイメージ等について丁寧にお示ししてまいります。
		21 各社の需要に対応した多種多様な商品を扱うべき 【意見内容】 供給力確保義務化に基づく購入に依存した商品・市場設計とせず、購入者のニーズに沿った商品・市場設計とすべき。 【理由】 市場が実効的に機能し、小売事業者が魅力を感じるとともに、与信等の面でも参入可能な市場でなければ、本来の目的である「予見性の向上」につながらないため。	「広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成」と「供給力確保義務を課された小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達」の観点から中長期取引市場を整備することが重要である一方で、事業者が創意工夫のもとで多様な取引を行う相対取引も引き続き重要であると考えております。そのため、中長期取引市場では、中長期の相対取引で取り扱われる商品のうち定型的なものに相当する商品を取り扱うことを基本的な方向性として示しています。
		22 発電事業者による売り入れ価格を監視すべき 【意見内容】 「調達義務化」を盾に、過度なリスクプレミアムや利益が上乗せされた高値での取引を強いられることは断じて容認できない。適切な価格指標形成のため、売り手（発電側）の価格形成ロジックを監視・是正する枠組みを導入するべき。 【理由】 議論されている「供出量を高める方策」では、発電事業者と小売事業者の交渉力の対等性確保が不十分と考えられるため。	中長期市場における監視のあり方としては、上限価格の設定やコストベースでの価格の算定根拠の確認といった、価格を直接的に規制するような方法はなじまないというのが基本的な方向性です。他方で、発電事業者が意図的に不当な売り入れを行うことを防ぐための監視が必要だと考えています。具体的な市場監視のあり方については、今後詳細検討を進めてまいります。
		23 商品の魅力と実効性を確保すべき 【意見内容】 商品・市場の魅力に基づく取引活性化があつてこそ、スポット市場とは別の価格指標形成が実現される。特に、以下の観点から魅力と実効性を確保いただきたい。 ✓ 確保済み供給力が柔軟に活用されるよう、本市場での取扱商品の「転売」を認めること ✓ 規模に関わらず多くの事業者が参加可能となるよう、与信や証拠金等の制度への配慮 ✓ 容量市場等他市場との「固定費や変動費の二重取り（二重払い）」を解消する具体的な調整方法の検討・実行 【理由】 調達義務が先行し、実態とかけ離れたリスクプレミアムを含む高値が市場指標となれば、相対取引においても小売事業者の経営を圧迫し、最終的な電気料金の不当な上昇を招く恐れがあるため。	ご指摘いただいた転売や決済・清算方法のあり方、他市場との関係整理については、各論点について今後詳細検討を進めてまいります。
		24 費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組みを整備すべき 旧一般電気事業者に課せられた「供給義務」を果たす上で、必要となるコストの回収は大前提である。また、公平な競争環境の構築という観点も踏まえ、外生的な要因による費用変動を機動的に経過措置料金へ反映できる仕組み（認可手続きの迅速化や制度の柔軟な見直し）は不可欠である。具体的には、燃料費調整制度の上限の見直しや、現行の料金制度が前提としていない外生的費用（非化石証書、容量抛出金、GX コスト、インフレ等）の変動について、経過措置料金への柔軟かつ機動的な転嫁が可能となる制度の導入が必要である。 事業者の負担回避、公平な競争環境の構築のためにも、上記の検討は速やかに進められるべきであり、今後の検討の進め方や考慮すべき論点についても、スケジュール感を持ってお示しいただきたい。	審議会において、経過措置料金の在り方として燃料費調整制度を含めた事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因の整理や、現行の料金制度が前提としていない制度により発生する費用等の事業者の努力の及ばない外生的な要因により発生する費用について需要家保護の観点も含めつつ、柔軟に転嫁できる制度の検討を進めてまいります。
		【意見内容】 当面は、経過措置料金の在り方についての検討を先行し、経過措置料金の解除については需要家保護等も含め慎重に検討を行うことに賛同。 その上で、事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（高度化法、GX-ETS 等）について、柔軟に価格転嫁できる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方を検討していくことに賛同する。本検討については、託送料金へなるべく早く反映する観点等から検討が進められている料金制度専門会合での議論も参考に、早期にご検討・措置いただきたい。 【理由】 競争圧力が十分ではない中で経過措置料金を解除した場合は規制なき独占に陥ってしまうおそれがあるため。物価上昇等の費用変動は既に顕在化している中、経過措置料金に適時適切に価格転嫁がなされなければ競争環境を歪ませることになるため。託送料金については料金制度専門会合において、極力早期に反映する観点等から検討が進められており、経過措置料金についても同様の観点から検討を進めるべきと考えるため。	
		25 需給調整市場における募集量削減は、市場の競争性を確認でき次第、廃止すべき 需給調整市場における募集量削減は、例えば応札量が募集量を定常的に上回り、調達コストが合理的水準となることが見通せた場合など、市場の競争性を確認でき次第、廃止いただきたい。募集量削減は、応札不足と調達コスト高騰に対する暫定的な措置として提案されているが、公平性・透明性の低い市場外の余力活用契約の仕組みに依存している。募集量を必要量として市場応札を促進し、競争原理による効率的な調整力調達を図るという、市場創設の本来の意義に立ち返るべきである。	需給調整市場では、応札未達により市場における競争が行われず、高単価での約定も可能となっていたことから、調整力コストの高騰が見られました。一次調整力～三次調整力①を前日取引化するタイミングでは、取引状況を予測することができないため、第110回制度検討作業部会において、募集量・上限価格について一定の措置（一次調整力・二次調整力①の募集量を1σ、上限価格を15円/ΔkW・30分とし、市場における競争状況に改善が見られない場合、段階的に引き下げること）を講じることとしました。その上で、市場への応札状況等をモニタリングし、一定の約定機会を確保しながら競争的な環境が形成されるまでの間、調整力調達コストの高騰を抑制できるように募集量・上限価格を見直すこととし、市場において十分な競争が働いていることが確認できた場合には募集量を増加させることとされました。
		26 B 種電源の一定額については、市場の競争性を確認でき次第、適切な事業報酬の計上を認めるべき B 種電源の一定額については、例えば応札量が募集量を定常的に上回り、調達コストが合理的水準となることが見通せた場合など、市場の競争性を確認でき次第、適切な事業報酬の計上を認めていただきたい。本来、競争原理の働く市場では、価格規律や B 種電源区分は不要と考える。また、蓄電池のような新規リソースや、将来的に稼働率が低下していく新設火力電源は、他市場で収益が得ることが難しく、事業継続や新設投資のためには、需給調整市場で十分な事業報酬を得ることが必要不可欠である。	B 種電源における事業報酬については、第90回制度設計専門会合（2023年10月31日）において、ΔkWの一定額には事業報酬を考慮しないことと整理されております。いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。 【参考：第90回制度設計専門会合 資料7】 https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/090_07_00.pdf
		27 需給調整市場の前日取引化等の既存制度の改善、地内系統混雑緩和は継続的な系統増強も踏まえた議論がなされるべきであり、また事業者の創意工夫を行える環境が現行と同等に確保されるべき	同時市場の導入を見据えた議論や詳細の制度設計については、現行制度の利点と問題点を踏まえ、また、事業者の創意工夫の観点も重視しながら、今後検討を進めてまいります。

			【意見内容】 同時市場の導入にあたっては事業者のシステム改修、電源運用体制準備等の負担が大きくなると想定される。kWh と ΔkW の取り合いの問題は需給調整市場の前日取引化等の既存制度の改善、地内系統混雑緩和は継続的な系統増強により、どちらも一定程度解消すると考えられる。今後の費用対効果分析等の検討にあたっては、このような視点も踏まえた議論がなされていくことを要望する。また、1. 「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG とりまとめ（案）」の p.56 に記載の通り、各事業者の役割や責任については現行と変わるものではないことから、仕組みの詳細検討にあたっては、事業者が創意工夫を行える環境が現行と同等程度に確保されるよう留意いただきたい。 【理由】 同時市場の導入判断や仕組みの検討にあたっては、今後の改善も含めた現行市場・制度との比較や、電力システム改革の目的の一つである事業者の創意工夫が現行と同等程度に確保されることが重要と考えるため。	
		28	中長期市場および小売電気事業者への量的な供給力確保義務の検討の方向性に賛同。両者は一体で検討すべき 中長期取引市場の検討は、量的(kWh)な供給能力確保義務の検討と足並みをそろえることが必要 【意見内容】 ・ 中長期取引市場の整備に際しては、継続検討とされている小売電気事業者に量的(kWh)な供給能力確保義務の在り方が大きく影響するものと考えます。 ・ 中長期取引市場の検討ばかりが先走りすることで、量的(kWh)な供給能力確保義務の議論が結論ありきのものになってしまうことを懸念します。 ・ 制度検討WGにおいて「両輪」とされたように、検討に当たっても、両社の足並みをそろえた検討をすべきと考えます。	ご指摘いただいたとおり、①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、ひいては、これらを通じて、③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現を図ることが重要であり、このためには、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化を図ることが中長期取引市場の意義であると考えています。小売事業者に対するkWhの供給力確保義務との整合性にも留意しながら、今後の詳細検討を進めてまいります。
		ステークホルダーの期待を踏まえた事業展開の推進		今後の議論及び政策検討の参考にさせていただきます。
		29	規制や罰則等ではなく、連携する両者が win-win となることで、需要家や日本の産業にとっても win となるような仕組みの方向性で検討すべき ●電力事業における事業環境や需要動向は大きく変化しており、垂直連携として、発電・送配電・小売・需要家、それぞれにおける情報連携や契約の在り方について、ご提示いただいた方向で再度ご検討されることに異論はない。 ●検討においては、規制や罰則等ではなく、連携する両者が win-win となることで、需要家や日本の産業にとっても win となる ような仕組みの方向性にてご検討いただきたい。	
		30	各事業者の創意工夫の元での事業展開を後押しする政策を検討すべき ●電力事業の水平連携および多角化については、これまで各事業者が自ら取り組んできたものである。今後に向け、各事業者の創意工夫の元での事業展開を後押しする政策をご検討いただけることを期待している。	